樹木採取権登録令施行規則の一部を改正する省令

樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （添付書面）<br>**第十九条**　（略）<br>２　（略）<br>３　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。<br>一　令第三十一条の二の規定により買戻しの特約に関する登録の抹消を申請する場合<br>二・三　（略）<br>（令第三十二条第二項の相当の調査）<br>**第五十五条の二**　令第三十二条第二項の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる措置をとる方法とする。<br>一　令第三十二条第二項に規定する登録の抹消の登録義務者（以下この条において単に「登録義務者」という。）が自然人である場合<br>イ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の調査として次の(1)から(5)までに掲げる措置<br>(1)　登録義務者が記録されている住民基本台帳、除票簿、戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票簿（以下この条において「住民基本台帳等」という。）を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書、除票の写し又は除票記載事項証明書、戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書並びに戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写し（以下この条において「住民票の写し等」という。）の交付の請求<br>(2)　(1)の措置により登録義務者の死亡が判明した場合には、登録義務者が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する登録義務者の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求<br>(3)　(2)の措置により登録義務者の相続人が判明した場合には、当該相続人が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対する当該相続人の戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書の交付の請求<br>(4)　(3)の措置により登録義務者の相続人の死亡が判明した場合には、当該相続人についてとる(2)及び(3)に掲げる措置<br>(5)　(1)から(4)までの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が判明した場合には、当該者が記録されている住民基本台帳又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対する当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（(1)の措置により交付の請求をしたものを除く。）の交付の請求<br>ロ　共同して登録の抹消の申請をすべき者の所在の調査として書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法による次の(1)及び(2)に掲げる措置<br>(1)　登録義務者の登録簿上の住所に宛てて登録義務者に対する書面の送付（イの措置により登録義務者の死亡及び共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合を除く。）<br>(2)　イの措置により共同して登録の抹消の申請をすべき者が所在すると思料される場所が判明した場合には、その場所に宛てて当該者に対する書面の送付 | （添付書面）<br>**第十九条**　（略）<br>２　（略）<br>３　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。<br>（新設）<br>一・二　（略）<br>（新設） |